

第五十一回国会 建設委員會議録第九号

昭和四十一年三月九日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 丹羽喬四郎君

理事 岡本 隆一君

理事 下平 正一君

理事 逢澤 寛君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 堀川 恭平君

理事 森山 欽司君

理事 渡辺 栄一君

理事 金丸 徳重君

理事 三木 喜夫君

理事 山下 榮二君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 竹内 藤男君

建設技官 古賀雷四郎君

(河川局長)

消防庁次長 川合 武君

委員外の出席者

自治事務官

(財政局財政課長) 佐々木喜久治君

専門員 熊本 政晴君

三月七日

首都及び周辺地域の緑地保全整備に関する陳情書(東京都千代田区三年町五首都圏協会長新居善太郎外二十五名)(第一五五号)

有明海岸保全施設整備事業実施に伴う県費負担

軽減等に関する陳情書(長崎県議会議長小柳二雄)(第一六九号)

国土の美化に関する陳情書(東京都千代田区日比谷公園二新生活運動協会長久留島秀三郎)(第一七四号)

中央自動車道の早期建設に関する陳情書(第三回甲信経済懇談会代表山梨県知事天野久外一名)(第一八二号)

東九州高速自動車道の建設に関する陳情書(宮崎県市議會議長長官崎市議會議長児玉辰生)(第一八三号)

瀬戸大橋の早期建設に関する陳情書外一件(岡山山議會議長花岡太郎外一名)(第一八四号)

同外一件(中国五県議會議長代表山口県議會議長滝口純外一名)(第一八八号)

尾瀬の水資源を利根川の水源として確保に関する陳情書外一件(栃木県議會議長佐藤昌次外一名)(第一八五号)

同外四件(群馬県市議會議長長桐生市議會議長長壽島恒太郎外四名)(第一三二号)

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する陳情書外一件(岡山市内山下六二の一岡山県土地改良事業団体連合会長小枝一雄外二名)(第一八六号)

四国縦貫自動車道の建設促進に関する陳情書(四国四県議會議長代表徳島県議會議長原田武夫)(第一八七号)

首都圏の市街地開発区域整備促進に関する陳情書(栃木県議會議長佐藤昌次)(第一八八号)

旧太田川公有水面の埋立てに関する陳情書(広島市議會議長池永清真)(第一八九号)

神戸ダム建設に伴う住民の補償に関する陳情書(栃木県議會議長佐藤昌次)(第一九〇号)

瀬戸内海大橋の早期建設に関する陳情書(中国五県議會議長代表山口県議會議長滝口純)(第二一九号)

尾瀬分水反対に関する陳情書(東北自治協議会長宮城県知事高橋進太郎)(第二二〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出第四三三号)

田村委員長 これより會議を開きます。

海岸法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案は、去る四日質疑を終了いたしましたので、これより討論に付するものであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

海岸法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

田村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

田村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず提出者から趣旨の説明を求めます。井原岸高君。

井原委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党三党を代表いたしまして、海岸法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。政府は、本法の施行に当たっては、左の諸点

について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、わが国における海岸事業は、その歴史もきわめて新しく、全く軽視されてきたものであるが、四面環海のが国にとつて、海岸事業の重要であることは、言を俟たない。よつて、臨海地域における国土の保全と開発のために、すみやかに、長期計画を樹立すべきこと。

二、海岸管理者に代つて、主務大臣が自ら施行する海岸保全施設の工事に要する費用については、全国の直轄海岸の中で負担率に差異を生ずることのなきよう、すべて一率に国が三分の二を負担するよう措置を講ずべきこと。

三、海岸保全の主務大臣は、三省に分かれ、また、海岸管理者も細分されているため、海岸行政の複雑性が行政の運営上種々の問題を生ずるおそれがある。よつて、海岸事業の円滑な推進を図るため、合理的海岸管理体制を確立し、海岸行政の一元化を促進すべきこと。

右決議する。

以上、提案いたします。

田村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議について別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

田村委員長 本動議は可決されました。よつて、本案に対し、井原岸高君外二名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。建設大臣瀬戸山三男君。

○瀬戸山國務大臣 たいだいま、本案について、附帯決議が総議の御同意によってなされまして、政府といたしましては、十分その附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、できるだけすみやかにそういう処理をつけたいと思います。

○田村委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 都市開発資金の貸付けに関する法律案を議題とし、審査を進めます。

井谷正吉君。

○井谷委員 この都市開発資金の貸付けに関する法律の第一条を見ますと、「国は、地方公共団体に對し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。」とありまして、その一号には、「次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有する政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの」とされておりますが、「これと密接な関連を有する政令で定める施設」というのはどういふものであるか、また「附帯施設」とは何か、こういうことを承りたいと思

います。

○竹内政府委員 お答えいたします。第一条第一号にございます「次に掲げる施設」といふのは、イ及びロに書いてございます工業等の制限に関する法律に規定いたします工業等制限区域内の制限施設をさしておられます。これは御承知のように、現在規制いたしておりますのは、工

場の作業場と学校の教室を規制いたしておるわけでございます。

「これと密接な関連を有する政令で定める施設」と申しますのは、制限施設に該当いたします工場等と経営上密接な関連を有する下請工場でありま

すとか、あるいはその他の関連企業の施設でござ

いまして、親工場と一体をなすというふうなもの

がこれに該当するというふうなことを考へてお

ります。それから「これらの施設の附帯施設」と申しま

すのは、工場等の経営と関連いたしますところの倉

庫とか、あるいは従業員用の宿舎というふうなもの

を考へておるわけでございます。

○井谷委員 さらに第二号に、「人口の集中の著

しい政令で定める大都市の秩序ある発展を図るた

めに整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広

場その他の政令で定める公共施設で、都市計画法

第三条の規定により都市計画として決定されたも

の区域内の土地」となっておりますが、この「人

口の集中の著しい政令で定める大都市」といふの

は、どういふものでありますか。

○竹内政府委員 「人口の集中の著しい政令で定

める大都市(その周辺の地域を含む。）」という、こ

の地域につきましては、ただいまのところ東京、

大阪等の七大都市を考へております。ただ、現在

七大都市になっておりません都市でございまして

も、将来これと同様の水準に達したものにござい

ましては、将来の問題としては入り得ると思ひます

けれども、現在のところは七大都市を考へており

ます。

○井谷委員 そうすると、これは首都圏とかある

いは近畿圏とか、こういうふうに限られたもので

なくて、現在は大体七大都市、さらにこれは広

がって行く、こういうふうな了解してよろしいわ

けですか。

○竹内政府委員 そのとおりでございます。

○井谷委員 次に、この第二条に貸し付け金の利

子が、一号の土地にかかわる貸し付け金が五分五

厘、二号による貸し付け金は六分五厘、償還期間

一号の土地は三年以内、二号の土地は四年以内

の据え置きとありますが、この差別はどういうこ

とで、こういうふうになるのであるか。

○竹内政府委員 工場等の敷地の買取り分につ

きましては、そこに書いてございますように、金

利が五分五厘ということでございます。これにつ

きましては、工場等の敷地の買取りの場合に

は、買取りした土地が都市機能の維持及び増進を

はかる点から、市街地の整備改善の計画に従って

整備される施設に早期に効果的に提供していくと

いう必要があるわけでございます。したがいまし

て、地方公共団体が買取りました土地を、その

いうような市街地の改善整備の事業に供し、ある

いはほかのものに利用させるといふ場合に、当然

利用上の制限を付さなければならぬというふう

に考へております。したがいまし、その処分価

格は買取り価格を上回るといふことが期待でき

ないわけでございます。そういうような点から申

しまして、都心部の中にございまして工場と地に

つきましては、相当やはり金利を安くしていかな

ければならぬんじゃないかということ、第二

号の土地についての貸し付け金と差を設けてお

るわけでございます。

それから据え置き期間が、一号の土地につき

ましては三年以内、二号の土地にかかわる貸し

付けにつきましては四年以内というふうになって

おりますが、これも二号の土地のほうは、都市

計画で決定された施設の用地でございますので、

事業が始まりますと直ちに償還の目算がついてく

るわけでございますが、一号の工場と地のほう

は、市街地の整備改善というやや包括的な計画

になると思われますので、急に初めからそういう

償還のめどがはつきりいたしておりませんので、

いわば第一号のほうは少しづつ返していただいた

ほうが地方公共団体の負担にならないんじゃない

か、第二号のほうは、事業になりますと、一ぺん

に返せるものですから、少し据え置き期間を長く

いたしておきまして、将来どかかと返せるん

じゃないか、そういうふうな趣旨で一号と二号の据

え置き期間を分けてございます。

○井谷委員 そこで、そうした資金の融通を受け

て地方公共団体が工場敷地等を買入れて、そう

してその後その地方の公共団体の財政その他の関

係等において直ちにこれを利用することができな

い、使うことができないことがあり得る、そうい

う場合に、その土地に対する管理というか、そう

いものについて、野放しで、やはり相当な白地

ができつつあるというところも考へられるが、そ

ういう場合の考へ方は、監督といひますか、指示

というか、何かあるわけでありませうか。

○竹内政府委員 この貸し付け金につきましては

は、法律上には書いてございませぬけれども、自

治省その他とも連絡いたしまして、この貸し付け

金にかかる資金の特別会計を地方公共団体のほう

にも置いてもらいたいというふうな考へてござい

ます。したがいまし、これは行政運用でございま

すけれども、地方公共団体に貸し付け金の特別会

計を設けてもらいたい、そういうふうな指導いた

したいと思っております。特別会計をつくってい

ただきまして、その特別会計の貸し付け金で買

った財産につきましては、ほかの会計と混同しない

というふうなことを配慮してまいる。それから現

在、国の債権の管理等に関する法律というのがござ

いまして、国が貸し付けた場合の貸し付け金の管

理につきましては、貸し付け先との間の契約で相

当きびしい制限がつけられるようになってござい

ます。したがいまし、債権管理法の趣旨にのっと

りまして、われわれも公共団体に貸す場合には貸

し付け金に関する経理、財産の管理その他につき

ましてきびしい条件をつけてまいる。かように考

えております。

○井谷委員 そこで、その土地を公共団体が買

入れる。問題は私は地価だと思ひますが、御承

知のように、最近地価が非常に暴騰してきてい

る。こういう場合に、地方公共団体がこの暴騰し

た無制限なそうした価格によって申し込んだもの

を、査定等がなくて直ちにそれをのみ込むのであ

るか、あるいはその時価というものについても相当

疑問があるのだが、こういうことに対してどうい  
う方法をとられるか、土地評価の委員というよう  
なものを利用せられるのであるか、何かそこに一  
つの線がなければいけないと思うのですが、その  
点はいかがでありますか。

○竹内政府委員 実際公共団体が買います場合の  
地価をどういうふうにしてコントロールするかと  
いうことでございますが、ただいまのところ貸し  
付け手続をまだ検討中でございますけれども、具  
体の案件が出てまいりました場合に個々にこれを  
審査するというふうに考えております。一々の土  
地につきましても審査するわけにもまいりま  
せんし、当然この仕事をやります場合には、貸し  
付け金の申請にあたりましては計画を出さず  
で、その計画の審査の段階におきまして、価格  
の算定方法につきまして一定の基準をとりまし  
て、その価格の算定基準によりまして審査をし  
てまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、地方公共団体におきましても、土地の買  
い入れにつきましては、公共団体内部に委員会等  
がございまして、評価等につきましては、これは  
一般的な問題でございまして、適正に行な  
うように努力いたしているというふうに考えてお  
ります。

○井谷委員 そこで、私は本論に入りたいと思  
うのでありますが、本法案の提案理由の説明を見ま  
すと、こう言われているのであります。「最近に  
おける大都市への著しい人口の集中に伴い、市街  
地の再開発を推進するとともに、都市形成の骨格  
となるべき主要な公共施設を計画的に整備する」  
とありまして、さらに「既成市街地には多数の工  
場が混在して公害を発生させるなど、環境悪化の  
原因となつておりますので、これらの地域から他  
の地域へ移転しようとする工場等の敷地を地方公  
共団体が買い取ることによつて、工場等の移転を  
促進する」ために政府は資金を貸して、「市街地  
の再開発を計画的に推進する」、こう述べられて  
おるのであります。

そうしますと、私は、これは市街地再開発の大

きな計画のもとになされるものでありますから、  
政府は大都市再開発計画というような基本的なも  
のを打ち出すことが先決の問題であると思うので  
す。第一、今日のこの不況の時代に、工場の移転  
を待つと申しまして、相当以上の大きな工場設  
備、施設をしておるものがあります。これを容易  
に移転をしようとするのはあり得ぬことだと思  
うし、さらに町工場や小さい下請工場等が、今日の  
倒産において、その土地を売つてもいい、こうい  
うことになりまして、それは人間の顔でいへば  
一つのあばたのようなもので、非常に面積は狭  
い、こう私は思うのです。ですから、やはりこれ  
は一つの大きな基本的な政策を立てて、その上か  
ら大都市の再開発の計画を進めていかなければな  
らぬ、こういうふうに思うのであります。これら  
に対してはどういうふうにお考えでありますか。

○竹内政府委員 現在のところ、東京、大阪等の  
大都市につきましては、われわれ三十八年ころか  
らこの大都市の再開発をどうするかというものを  
検討いたしておりまして、これは大都市再開発懇  
談会というふうなものをお内部的に持ちまして、そ  
の中間報告等も出ておるわけでございまして、そ  
の考え方はしばしば当委員会でも御説明いたした  
と思つて、一点集中的な大都市の機能を多心  
型の都市に改めるといふような考え方を持ってい  
るわけでございまして、したがって、そういう  
考え方に基きまして、首都圏、近畿圏等とも連  
携をとりまして、現在のところ、工業等の制限で  
ございましてかあるいは首都圏、近畿圏内部にお  
きます工業団地の造成でございましてか、いよう  
な工業の分散策あるいは集中抑制策を講じて  
おりますし、さらに学校等につきましても制限を  
いたしておりまして、さらに研究学園都市の建設  
というふうなものも進めておりました。大都市に  
必ずしも立地することを要しない機能につきまし  
ては、これの分散をはかつていくといふような政  
策が打ち出されておるわけでございまして、それと  
同時に、大都市の内部におきましても、これは都  
市計画の手法でやつておられますけれども、たと

えば丸の内周辺にございまして、事務所街とい  
うようなものがそこに集中するといふことは、いろ  
いろな点で問題がございまして、たとえば東京  
で申しますと新宿あるいは池袋に副都心を形成し  
ていこうといふようなことで、これも東京都の手  
を通じまして進められているわけでございませ  
ん。さらには、大都市に入つてまいりまして重貨物交通  
というふうなものが非常に交通の混乱を巻き起こ  
してございまして、開屋でございましてか、倉庫  
でございましてか、あるいはトラックターミナ  
ル、あるいは中央卸売市場というふうなものを、  
都心周辺の道路交通の要衝に移そうといふような  
ことで、流通センターの形成というふうなこと  
も、住宅公団あるいはその他の手をもちまして、  
仕事の一部進んでいるわけでございまして、そうい  
うようなことで、明確に大都市再開発の法律とい  
うような形で総合的に打ち出されておりました  
けれども、そういうような形で現在大都市再開発  
の対策が進められている、こういうふうにお考え  
のわけでございまして。

○井谷委員 四十一年度の特別会計予算で十五億  
三千六百万円を計上されておるわけであります。私  
は先ほどから申しますように、このような微温的  
な、そして、立ちのくか立ちのぬかぬかからぬ  
ようなものを目標にして、こういう予算を組んで  
おるようなことになりはしないかといふことを心  
配しておるわけであります。大体この過密都市と  
いふのは、御承知のように包摂します一定の容積  
以上に堆積されております。これは住んでおる人  
に非常に失礼な言ひ分でありまして、これを整理  
しなければならぬ、掃除をしなければならぬ  
い。だから、その掃除をするには、ほうきを買  
え、ほうきをかう金は貸してやる、このように消  
極的なことでは、私はこの問題は解決できないと  
思うのであります。でありますから、いまここに  
述べられておるようなことであるならば、これは  
現在あります首都圏あるいは近畿圏整備、こうい

うような制限法を一部改正してでも私はやり得る  
ものだと思つております。いままでも社会党として  
は、ないよりはましだといふことで御協力申し上げ  
て法案通過に努力をしたことでもあるけれども、  
この問題は、それより以上に、大都市におい  
ては大きな問題だと考えます。ですから、やはり  
構想をそういうところから出発された上のお考え  
方に進めていただきたい、こういうことを申し述  
べまして私の質問を終わります。

○岡本委員 岡本隆一君。

○岡本委員 この法案は都市の再開発を幾らかで  
も促進したいという観点に立つたものだと思うの  
であります。しかしながら、都市の再開発をする  
場合に、私は、もちろんそれはやらなければなら  
ませんが、それよりも一つ重要なことは、新た  
に形成されていく都市が、再開発される必要のな  
いものでなければならぬ。無秩序なスプロール  
を都市周辺に許しておきますと、いつの間にかそ  
こが密集された住宅街になり、また再開発をそこ  
でやらなければならぬ、こういう二重投資が目  
に見えておる。現実に私も、都市周辺を選挙運  
動なんかで歩きますと、もう、くみ取り屋も入れ  
ない、消防車も入れないといふような無秩序な市  
街地形成が行なわれつつあるのを見ておるわ  
けです。どうしてこんなばかんなことをさせてお  
くのか、私はそういうことのはうが、この問題より  
先決問題であると思つて、いかになる対策を立て  
つては、建設者としてはいかになる対策を立て  
どのように対処していこうかといふお考えを持つて  
おられるのか、承りたいと思つておる。

○竹内政府委員 都市の周辺、特に大都市の周辺  
でいわゆるスプロールという現象が起つてい  
ることは先生の御指摘のとおりでございまして。これ  
は基本的には、人口が大都市に集中する、その集  
中の圧力というものがスプロールを巻き起こして  
おるといふふうにお考えいただけます、それを何ら  
かの形で秩序あるものにまとめていくことが必要  
だといふ点につきましては、先生のおっしゃると  
おりだと思つておる。

これに対して現在とっており、まず対策として申し得べきものとしたしましては、一つはやはり人口集中の圧力を受けとめるような宅地を秩序あるように開発していくということが第一に必要じゃないかということ、これは計画局等でお進めになっておられます大団地を大都市の郊外に思い切つて大きくつくりまして、そしてその中に各種の公共施設を整備していく、そういうものをつくっていくということが一番第一に必要なことだということ、現在とられておるわけでありませう。

同時に、その団地開発をやりましてもやはりそれだけではまかない切れない面がございますので、どうしても周辺に個々の住宅が張りつくというようなことがございますが、その場合に民間がやっております宅地造成事業というのは、またこれが相当いろいろの問題を起しているわけでありませう。それに対しては、先般建設委員会を通じて成立いただきました住宅地造成事業法というような法律で、一定規模以上の団地、宅地につきましては、都道府県知事の許可を要するというようにいたしまして、最低限度の各種の公共施設を整備されるように配慮するという措置が、これは最近になりましたとんどん各都市でこういうような指定をいたしております。

そういうようなことを行なわれておりますが、その一定規模にも満たない個々の宅地がござます問題につきましては、現在のところ、いわゆる都市計画のほうにおきます用途地域指定というふうなものでは規制ができません。ござますので、この点につきましてはわれわれも何とかしなければいけないという考え方で、ただいま宅地審議会の土地利用部会というのをつくつていただきまして、その土地利用部会におきまして、都市周辺のスプロール化に対してどうするか、土地利用計画上どうするかということをお話ししていただいております。これは大体ことしの半ばごろくらいには御答申を得たい、こういうふうなわれわれは考えておるわけでありませう。

○岡本委員 政務次官要求してあるのですが、大団地を出るというときは、大臣が出られなければ政務次官が出てきておたわけです。ところが政務次官が出てこないというのには、これは何事ですか。政務次官来るまでちょっと休憩していただきますか。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

○岡本委員 横着ですよ、いま時分こちらに向かっているんで、きょうは委員会がある日であり、大臣は参議院の予算委員会にきつづけたいこと、これはわかっておるのです。それにもかかわらず政務次官いまごろ自宅からこちらに向かっているというふうなことは、いよいよもって怠慢もはなはだしいです。同じ選挙区でこんなことを言うのいやですけれども、こんなばか事なことをいふ。役所にいるのに顔出ししていないと思つて、政務次官来てくれとさっき私督促しておいたのです。まだ来ない。そんなばか事なことをいふ。

ういうふうなものを防止するような法的規制というものをいまにしてやらなければ、私は、せつかく伸びていくところの市街地周辺地域の市街地のスラム化というものを防止できないと思つておる。だからそういうふうな無秩序に伸びていくところの都市周辺部というものを秩序あらしめるための法的措置、これなくしては、もう十年か二十年たてばまたそこを再開発しなければならぬ。そのためにもそのところの補償費を投入していかなくてはならない。だからいまの政府の無策といひますか、こういうものがまた二重投資を必要とするにになりますから、私は、建築基準法を根本的に改正して、そういうふうなスラム形成ができないような形にしなければならぬと思つておる。

これは政務次官にお尋ねいたしますが、建設省にいたしましてそういう抱負を持つておられるのか。また持つておられるとするなら、いつごろをめどにそういうふうな結論を出されるのか。せつかくこういう再開発のために措置を講じられるのなら、むしろ再開発を必要としない防止措置こそそれに優先して行なわれるべきだ。しかし、それには金はかららないのです。あとは取り締まりのためには費用が要りますよ。しかしながら、再開発する費用に比べれば、それははるかにわずかな費用で済むのです。そういうふうな措置を緊急に講じられる必要があると思つておるが、建設省の御見解を承りたいと思つておる。

○谷垣政府委員 御指摘の問題は、ことに最近非常なスプロールが行なわれておりますので、問題はことに大きくなっておると思つておる。都市の膨張に伴ひましてのいわゆる土地利用計画をあらかじめ早く確定すべきだという議論が強く出ておる。建設省のほうも宅地審議会等の中で、土地利用の専門部会といひますか委員会をつくつていただきまして、いま御指摘の問題について御審議をお願いしておるわけです。

それから、それと連関がございます、建築基準の問題、これを御指摘のような点に合はして検討をしなければならぬ。これは民間からもそういう希望がだんだん出てまいりました。これは、しかし、新しい資材等がだんだんふえてきておるというところでございませう、また建築の現在の法令の行政的な監督等に対してまだこういう問題があるとか、いろいろの問題が出ておりますので、これもいま建設省のほうでその問題について検討を続けておる現状でございませう。

それは一体いつごろやるのだ、こういう御指摘でございませう、極力急いでやらなければならぬと思つておる。事務当局のほうではできるだけ早くということをやっておりますけれども、たとえ建築基準の問題にいたしまして、かなり専門的な方々の御意見も十分聴取しなければならぬ問題がございませう。いま事務当局のほうでの考えとしては、そういうふうな一つの案をつくつてみたい、こういうふうな心づもりで進んでおるのが現状でございませう。

以下詳しいことはひとつ事務当局のほうにお聞き願ひたいと思つておる。

○岡本委員 一応農地として残すべき土地、市街地化する土地という区分をはっきりさせる。そしてその区分ができましたら、市街化するべき地域については区画整理をやらなければ建築ができません、だから宅地化できない、こういうようなことをきちんとやれば、今日のような乱脈なスプロールというものは防げるはずだ。しかもそれにはたいして金がかからないのです。だからそんなことはもうわかり切つたことであるにもかかわらず、そしてそんなことは数年前から言われておることであるにもかかわらず、日ごと発生しておられる。だからいろいろの問題が發生しておるわけです。これは本年秋と政務次官は言われました。これは耳にしっかりと残しておきます。だから来年の通常国会には必ずそういうふうな法案を出していただきます。私どももそういう法案だつたらだんだん協力してつぽなものがございませう。

それから、それと連関がございます、建築基準の問題、これを御指摘のような点に合はして検討をしなければならぬ。これは民間からもそういう希望がだんだん出てまいりました。これは、しかし、新しい資材等がだんだんふえてきておるというところでございませう、また建築の現在の法令の行政的な監督等に対してまだこういう問題があるとか、いろいろの問題が出ておりますので、これもいま建設省のほうでその問題について検討を続けておる現状でございませう。

一緒にやるつもりなんです。だからそういう点建設省でも所固たる決意で進めていただきたいと思うのです。

それからこの法律は、首都圏整備法や近畿圏整備法に関連して工場や学校を制限する。だから伸びようと思えばよそへ出ていくよりしかたがない。あと、あき地を処分したり、それが細分化されて売られていきますと——細分化すればいい値に売れるから、だから細分化されて売られていくと困るから、まとめたものとして地方公共団体が買って、そこへいろいろな公園であるとか、あるいは団地であるとか、そういうふうな施設をつくるというところで、これはいい考え方だと思うのです。しかし、この首都圏整備法や近畿圏整備法の制限の中にオフィスが入っておられないのです。しかも今日オフィスが人口集中の非常に大きな役割を果たしておるのです。たとえばこの辺には工場がございせん。しかしながら、国会議事堂前の地下鉄、電車がとまりましたら、ものすごいサラリーマンが一ぱい階段を上がって、いって、この辺にこんなたくさんの昼間人口が収容されているとはゆめゆめ考えなかつた。毎朝晩おびただしいサラリーマンの群れです。これだけオフィスといふものは大きな昼間人口を吸収しておるのです。だからオフィスの規制をやらなければ、これは問題解決の——学校やあるいは工場だけじゃないのです。オフィスも大きな人口集中の役割を果たしておるのです。ところがオフィスは抜けておるのです。これは近畿圏整備法、首都圏整備法の制限の中にオフィスをどうしてお入れにならないのですか。

○竹内政府委員 首都圏、近畿圏の問題でございまして、直接私どもの所管ではございせんが……

○岡本委員 所管でなかつたら政務次官からでいいです。

○谷垣政府委員 政務次官のほうも必ずしも所管じゃございせんが、岡本委員のお話でございませ

すので申し上げます。

もちろんいま御指摘のところに問題があったと思ひます。首都圏整備法あるいは近畿圏整備法の御審議のときにそういう御議論もいろいろあつたかと思ひますが、私はつまびらかに存じませせん。しかし学校あるいは工場というものとそれからオフィスの持つておられます役割りは若干違ひますので、したがって、これに対する規制はかなり異なる問題があると思ひます。単にオフィスのみの規制でいいのか、いわゆる大都市集中化のものと多方面な方策というものが必要なかという点に、工場、学校とは違つたオフィスの持つておる役割りがあると思ひます。そういうような点をいろいろと考えていかなければならぬと思ひますが、御指摘のように、現在のところはオフィスの制限というものは必ずしもしておりませせん。ビルの一つの建物の容積制限というふうなもののみでありまして、その中に入つておる内容がオフィスであるからどうこうというこはいたしておりませせんが、これはやはり学校とか工場とかいふものと少し違つた役割りを持つておられますので、もう少し慎重に考えていかなければいかぬのじやないかと思ひます。

先ほど御指摘の大都市集中の昼間と夜間人口の大移動の問題は、これは単にオフィスのみのおつかまへ方でない立場で議論をしていく必要があるのじやないか、こういうふうな考へておられます。

○岡本委員 しかし首都圏整備法や近畿圏整備法の一番大きな目的は、産業と人口の都市集中を防ぐ、こういうことにある——そうでしょう。そこで工場と学校とがやり玉に上がつたわけでは、かしらういう意味においてはオフィスも同じじやないですか。だから現実には第一生命は富士山ろくへ行くというふうな方針を打ち出しておる。そして大きなオフィスが丸ノ内かいわいにどんとどんと建つておられます。ああいうふうなものをごんごんやらせるなら、それも外へ持つていきなさいというこを奨励してもいいはずで、現実にキャノンカメラであるとかあるいはその他の事業体、

企業が、工場と本社とが離れておつたら不便だ、二重にいろんな経費がかかるからというので、合理化のためにどんどん出ていっているというこ

御承知でしょう。丸ノ内かいわいにオフィスを持つていうことは、企業の一つの看板といひますか、宣伝の道具といひます意味もあつてあいつは、企業としての能率といひますからいへば、これは工場と一緒にあつたほうがいいというふうな意味では、私はオフィスだつて、工場も学校も同じ性格のものだと思ひます。だから首都圏整備法や近畿圏整備法で当然オフィスをおの中に加へます。だからそういう方向へ将来検討して進まれます。御意思がやいなや、ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○谷垣政府委員 これはなかなかむずかしい問題で、オフィスという表現が、みな事務所を持つてやる仕事ですから、会社が産業会社の場合もありましようし、あるいは普通の商的活動をやる場合もございませうし、いろいろございませうから、オフィスという考へ方からつかんでいきますと、非常にあいまいな問題があると思ひます。まあ、整理をしなければいかぬのだと思ひます。まあ、いまいろいろ議論がありませうに、ある会社が郊外へ持つていく、これは必ずしも中央へ置いておかなかつてもいいよ、計算なら計算だけのセンターのようなものは中央に置いておく必要はないといふふうな、一つの企業の中の分離といふようなもの、分けられるもの、営業活動はこつちのまんな中に置いておかなければ都合が悪いとか、いろいろ企業の立場から考えませうれば問題があると思ひます。あるいはまた都市計画の立場から考えましても、ことに人の出入りその他の激しい、また交通の複雑な問題を起こします、流通センターなら流通センターのような問題をもつと適切なところへ配置したらどうだといふような問題も起きてくるわけでございます。そこで、いまオフィスの

問題をそれじやどういふふうに整理していくかというこは、これは当然私たちが考へるの中に入れていかなければいかぬと思ひます。思ひますが、オフィス活動そのものの分離がもう少し整理する必要があるんじやないか。あるいはまた大都市周辺の通勤アワーの場合、たいへんな混雑がございませう。こういうふうな場合には、都心の中に一つの再開発のような形で、住宅も含めるようなやり方もあり得るのではないか、こういうふうなこが起きてくるのだらうと思ひます。そういうふうなオフィスは、全然考へなくもいいのではない、考へなければならぬと思ひますが、オフィスという概念の中に整理すべき問題がかなりございませうので、都市機能の中にどういふ役割りを持つてかといふこがございませうので、そういう面についてひとつ十分な考へる余裕を与えていただかないと、なかなか結論を出しませうには、ちよつとほかのほうと違つ条件があるのではないかと、こういうこを申し上げておるわけでありませう。

○岡本委員 政務次官は是非非常にいいことをおっしゃいました。それは住宅もあわせてオフィスと一緒に持つていくといふ考へ方をちよつとおっしゃいました。私はそういう考へ方を持つておるわけでありませう。だからオフィスを建てる場合には、オフィスの上の空間提供の義務を負わせる、だからオフィスを建てたければ、せめて自分のところの従業員の数くらい、あるいはとてもしやはいかないかもしれませんが、ある程度の人口、居住者をその上に乗せ得るような空間提供の義務を負わせる。だから、自分が都心にオフィスを建てる申請をしますそのときには、それでは何戸上に乗つてなさい、その乗つてける分の建設は、これは住宅公園なり地方供給公社が引き受けましよう、という形で、公園なり供給公社に空間提供の義務を負わせる、そういうふうなこによつて、いま夜間人口はすっかり散らばつてしまつて、昼間人口のみが都心に出ていく。せつかくいろいろの公共の下水とかそんなものがあつても、夜はもうすっかり遊んでおる、昼はつかりどんどん使われ

る、そういうふうな矛盾。同時にまた学校なんかでも、千代田区の学校なんか、もうあくびし始めてきている。だから千代田区の学校はもう定数はないが、周辺部はほとんど学校を増設していかなければならぬ。こういうふうなむだな投資をも矯正することができるわけです。だからそういう方向で進まれるべきである。また都市再開発には、そういう単に工場のを買うとかいうことだけでなしに、オフィスを建てる場合には必ず空間を提供しなければならぬというふうな義務を負わせる中でやるべきだと私は思います。現に東京都はやっていけるでしょう。たとえ青山のところにも水道局の事務所があります。上にはたくさんアパートがあります。それから品川かどこかにバスの停留所ができるときには、バスの車庫の上を今度は大団地にするのだという計画があるように聞いております。京都だつてあるのを御存じでしょう。保健所の上に大きな住宅公園の団地が、市街地の団地ができるようなことも御承知でしょう。だからこれは役所が自分のほうの施設の上になんかいうふうな空間を提供しておるのと同じ考え方を企業に負わせるべきだ、そのことよつて都市の再開発を促進すべきである、こう思うのでございますが、そういうふうな法的規制を早急に立案していかれるかどうか、御意見を承りたい。

○谷垣政府委員 非常に卓抜な御意見を承りました。敬意を表するわけでございますが、確かにいろいろな意見が出ております。空中権と申しますか、いろいろの提案があるようでございます。当然この大都市に對します開発計画として私たちが案を練ります場合に、いま岡本先生の御提案になりますようなことも含めまして検討させていただきます。必要があると思つております。いままさに法律化するかどうかというふうな問題は、ちよつと問題が大き過ぎますのであれでございすが、検討させていただきます。必要がある、さように考えております。

○岡本委員 これは財政課長にお伺いいたしますが、この法律案は、工場なんかを移転したあと、

そのあとの敷地が細分化されるのを防いで有効利用しようという考え方に立ったものであります。が、実は京都市で、京都の従来の市民病院の施設が非常に悪いので、りっぱな市民病院を建て直しました。そうすると、その市民病院のあとの敷地が遊んでいられるわけですね。その敷地を、京都市の考え方としては、この病院を新築する費用の財源にするために売らるんだ、いま買ひ手を持っていてというふうな状態なんです。そうすると、これは工場あとの敷地と同じような性格のもので、せつかく市が片一方では持っているのを売って、今度は工場が移転したら買ひ、これだつたら二重手間になりますね。全くばかげたことになりまふね。そうすると京都市は、とにかくそういうふうな工場あとの敷地をいろいろな都市計画の用に供する、あるいは市街地の再開発の用に供する、買ひなればならぬ立場にあるわけです。ところが一方では、病院を建てる財源がないからその土地を売らるのだ、こういうことになってくると、矛盾した行為をやることになりまふね。自分のところをせつかく持っている一千坪、二千坪というまとまった大きな病院の敷地は新しい病院を建てる財源に充てるために売らるんだ、新たに工場が移転したあとには政府から金を借りて買ひ、それならせつかく現在あるところの病院のあと、それなら古い病院ですらこぼつたりしようがないと思つて、せつかく買ひ、たとえばそれを公園に買ひ、大団地をつくるのか、いま言うところのこの法案の対象になつていような目的に幾らでも供することができるんです。そうすると財政局はそれはどうしていただけますか。京都市が売らななくてもいいように、この資金の貸し付けの対象には、工場あとの敷地でないから当然ならぬと思つておるの持つておるものだから、これは財源の補てんのために何らかの措置を講じていただければ、市は売らなずに、京都市自体として何らかの形で公営住宅を建てるとか、どのような用いでも供していくことができる。たとえば大衆

のための流通、物価を安定させるための公設市場を建て、その上に大団地を乗っけるということにだつて京都市は使えるのです。ただ金がないから売らなければならぬということになつておるのですが、こういう場合に、この法案の精神に關連して自治省のほうではどういふふうな措置を講じていただけるでしょうか、その点を承りたいと思つておる。これは京都だけでなしに、こんな問題はいくらでもあると思つておる。だからその点をお伺いしたいと思つておる。

○佐々木説明員 いま病院事業は、原則として準公営企業として特別会計を設置して運営いたすことになっております。したがつて、病院あとの地について、それを一般会計事業でありますところの公営住宅でありますとか、都市計画事業でありますとかいふものに提供する場合に、当然に一般会計と特別会計との間におきまして、一般会計のほうから、その特別会計に所屬しております土地を買取するという形の繰り入れが行なわれるのが通例であります。したがつて、病院会計がそういう病院あとの地を一般会計に提供するときの場合には、当然一般会計からそれに見合う土地代金を繰り入れをして、それを財源として病院会計のほうに他の用地の買取に充てるというふうな形になつて処理されるのが通例だと思つておる。

○岡本委員 それでは今度は都市局長にお伺いたしますが、その場合には工場あとの地と同じようにこの貸し付けの対象になりますか。

○竹内政府委員 いまの御設問の場合は、そのあとの地を何に使うか、たとえば都市計画施設用地に使うという場合には、直ちに事業化が行なわれるわけでありまふから、事業化が行なわれれば、地方公共団体のほうの一般会計に補助金が流れるという形になると思つておる。したがつて、事業化が行なわれるということがはつきりいたして、事業化がなされる場合には、そういう事業資金で処理ができる。ただ、まだ事業化までいかない、将来、その病院のあとの地を、都市計画決定だけしておいて確保してお

こうということであれば、この第一条の第二号の規定に該當いたしませんものにつきます。法律上はそういう資金を貸し付けることが可能であるといふふうな考えです。實際上公共団体の財産につきまして貸し付けるかどうかというところは、若干考慮する余地があると思つておる。

○岡本委員 そうすると、一体そういうふうな病院事業が資金のために売りに出さる。現実には売りに出して買ひ手さがしてはいるのです。私はそれはいかさま惜しいと思つておる。大きな、もう幾らくらいあります。二、三千坪以上あるでしょう。相当まとまった土地です。だからできれば私はそこへ公設市場でもつくつて、上へ公営住宅でも乗っければ市街地の中へりっぱな公営住宅も建てられます。それが不可能なら住宅公園にでも団地開発をやらしたらどうか、そういうことを考えているのでありませんが、現実にはそういう問題を片一方では金がないからどうしても売りたいといつておる。片一方では、しかしながらそういう事業をやるのには京都市に金がない。そうすると民間にだれか買ひなれば、そこへ売ひ払うということにもなりかねない。現実にはたとえはこういふ例があるのです。これは私のうちの近くですが、これは宝酒造の本社があつた。約二千坪くらいあるでしょう。ところが本社が工場と一緒に移転いたしました。だから二千坪くらいは鉄筋コンクリートの建物がまん中にあるのですけれども、これは大丸の社長の邸宅だつたので、せつかく、これは大丸の社長の邸宅だつたので、せつかく、これは大丸の社長の邸宅だつたので、せつかく、これは大丸の社長の邸宅だつたので、

が全くもうスラムになるわけですね。しかし鉄筋コンクリートのそういうような大きな屋敷あつてを、切り売り、細分化して売れば十分

採算に乗るらしいのです、このごろでは。そうすると、あるいはそういうようなことにでもなりかねない。まとまった金を持った者が買って、それをこまかくずらして並んだ建て売り住宅をつくって、それで一かせぎするということにもなりかねない。公共団体でありますからそういうばかかな売り方はおそれくしないであらうと思いますが、いよいよ資金に詰まったらそういうこともあり得ることでありまして、またどういうような手をくぐって、経路でもって、どういうような細分化が行なわれ、スラム化が行なわれるかもわかりません。だからやはり公共団体が持つておるところのまとまった土地というものは、これはやはり細分化が行なわれないように、また土地の再開発をやらなくていいように、せめてそこからでもりつはな都市づくりをやっていくべきである。また工場あと地にこういうふうな資金を貸し付けて、もう、そういうような都市再開発の用に供して、このうというのであれば、公共団体が持つておるものこそより一そうきちんと保全すべきである、私はこう考えます。それに対してどういう手を打てばいいの、何らかの手を打たなければならぬと思いが、これは都市局長並びに財政課長から、そういうことをどうすればいいのか、またどうしてやっていくかということについて、明確な方針を出していただきたいと思いが。

○竹内政府委員 ただいまの設例の場合でございますが、公共団体が現に用地を持つておりますので、その必要になりましたあと地をどう処理するかという問題でございますので、これは早急にただいまの事例で、たとえば住宅にすることが適当であるという場合には住宅化するよう、宅地造成の事業主体あるいは金融の措置も住宅に關してはいろいろございますので、そういうふうな事業化の措置を早急にとるべきではないかというふうに考えるわけでございます。われわれといたしましては公共団体の用地あるいは国有地というふうなものが、施設が他に移転します場合に空き地になつてくるといふような場合がよくござい

す。それにつきましては各公共団体の都市計画担当部署のほうにそういう土地は必ず確保するようにはひとつやってくれというふうなことは指導いたしております。

○佐々木説明員 私どもの考え方も、ただいま建設省のほうからお答えになりましたことと同じでございます。地方団体が持つております用地を一般の財源に充てるということは、財政的にもよほどのことがない限りは、翌年度以降の財政を考へます場合には相当財源構成の問題が出てくるわけでありまして、特に異常な事態が出て、そうした財産処分をやつてまでも歳入の確保をはからなければならぬというふうな場合はさておきまして、通常の場合にはそういうものを財源に充てて予算をまかなうということができるだけ避けるように指導してまいりたい、かように考へております。

○岡本委員 政務次官、いま答弁にありましたように、建設省としてもそういう用地は確保するべきである、そして有効に使うべきであるというふうな方針と承りました。また自治省側でも、そういうものはあまり売つたほうがいい、というふうな回答でありましたが、あなた京都のなにかから、だから市長に話していただきまして、私も言いますが、これは選挙区関係はないんだ、しかしながらあとの利用についてはうまく指導されるようにお願いしたいと思いが。

それから、工場が移転したあとを買いました、う、しかしながら東京都内でもあるいは京都市内でも国有地や公有地で遊んでいるところが相当あるのです。だからそういうところをどんどんもつと有効に利用できるはずなんです、それが一向利用されない。各省がそれぞればらばらに、これは郵政省は郵政省でおれのところだ、こう言つてがらばつているし、あるいはまた農林省は農林省で、これはおれのところのだから、これがちゃんと確保しておるといふような休閑地が相当あります。一体、政府のほうで土地センサスといつた

のをやっておられるのかどうか。五年に一回ですか住宅調査をおやりになりました、膨大な調査の結果は発表しておられます。実に綿密な調査が行なわれて、それによつて私どもも住宅事情というものが大體——大體といふより非常によく読み取ることが出来ます。ところが土地についてはそういうふうな報告を一向ちょうだいいたしません。

【委員長退席、丹羽(喬)委員長代理着席】

しかしながらいまは住宅問題は土地問題であるといわれております。だから、一体全国には土地といふものはどういふ姿にあるか。ことに大都市並びにその周辺部において土地問題の一番やかましい地域にあつて、土地といふものがどのような状態にあるのかということがはつきりわかるような調査の結果というものが、当然なければならぬと思いが。調査の結果といふものが、すでにそういうことが行なわれておりますのかおらないのか。もしも行なわれておりますならば、その調査の結果を私どもにもちょうだいいたしたいと思いがでございます。

○竹内政府委員 土地の問題につきましては、計画局所管でございますが、私どもの聞いておりますところでは、土地の需給状況の調査といふのは予算がついております。

○岡本委員 土地の需給状況の調査でなしに、土地といふものはこれはもう地図はあるのですから、地図があつたら、この土地は、ずっと地図でこれはだれの土地だ、これは東京都が持つておるのだ、これは運輸省が持つておるのだ、これは農林省が持つておるのだ、というふうな、それぞれ戸籍はあるはずなんです。だからそういうふうな土地の民有地と国有地、公有地の配分がどのようになつておるか。さらにまた、それがどのように、その中のどれだけの部分が有効に利用され、どれだけの部分が工場あと地と同じように開発の用に供され得るかどうかというふうなこと、これはもうすぐわかるのです。たとへて言えば、大阪の城東線に乗つてこらんなさい。城東線の上から中のほうを見た

ら、大阪城の近くでもって旧砲兵工廠のあとなんか、どかつといまだに遊んでおります。ばく大な土地が大阪の城東線のそばに、国電の上からよく見えるのです。だから、ああいうところはほとんど開発すべきであると思いが。そういうふうな遊休の土地が大都市の中に幾らもある。そういう点をきちんと調査して有効利用するということのほうを、わすか十五億ぐらいの資金を投じて工場の移転のあと地を買ひ上げていくということよりもはるかに大事であるにかかわらず、それを各省のなわ張り、あれは聞くと大蔵省の何々だといふので遊ばしておく。とにかくこういうふうな空閑地が相当大都市の中にあるにかかわらず、有効利用されておらない。そんな点について、なぜ調査をおやりにならないのか。

○竹内政府委員 いまその点につきましては調査いたしました、後日お返事いたします。

○岡本委員 資料を出してください。

○竹内政府委員 資料があるかどうか調査したいと思いが。ちよつと計画局で、いま調べに行つております。

○岡本委員 それは資料がないなどということ、そんなばかなことあるはずないと思いが。そんなことなら、土地についての政治は全くないということなんです。落第ですよ、それは、これだけ土地問題がやかましいときに、住宅調査については昭和三十三年、それから三十八年、実に綿密な調査が行なわれております。ところが、その時分から土地問題がやかましいのです。だから当然、これは計画局長の担当であつて都市局長の担当でないといふこともできません。しかし建設省としては、当然土地センサスといふものは行われべきです。大都市周辺では、土地センサス即ち住宅センサスです。それはどのように有効利用しようかというふうなことを熱心に考へなければならぬ時代に入つてきておるのです。にもかかわらず、そういうものがあるかないかわかりませんが、そういうふうな返事より都市局長ができないといふことは、ないに違いないと思いが。

私もそういうことについては聞いたことがあるのです。たしか計画局のだから聞いたことがあるが、頭を聞いていたような気がするのです。だから早急だ、そういう土地事情の調査というものをやるべきだ、こう思うのですが、政務次官、いかがですか。

○谷垣政府委員 先ほどお話しした国有地と申しますが、各官庁の持つております土地、これは当然大蔵省の国有財産その他の関係なり、各省それぞれそういう土地はわかっているわけではございません。ただ、いま御指摘のように、この大東京、大阪その他の周辺、市内を全部そろえて、そういうものの一々明細、所有者がだれだれ、こういうものがあるかというお尋ねであります、先ほど都市局長がなさか戸惑うたようなお話を申し上げているようなことで、調べさせてくれということになるのだらうと思っております。しかし御存じのとおり、都市計画そのものはかなり全域にわたります。都市計画そのものはかなり全域にわたります。都市計画そのものはかなり全域にわたります。都市計画そのものはかなり全域にわたります。

○三木(喜)委員 関連ですから、簡単に二つほどお聞きしたいと思います。その一つは、いま御答弁がありましたけれども、東京に土地がないというけれども、そんなばかなことはない。土地は現にたくさん遊んでおるじゃないかという、そういう発想のもとに質問がされたわけなんです、東京都内においても、私有地として遊んでおるところは、そこまで手を入

れられないでしようけれども、しかし公有地として遊んでおるところはたくさんあって、しかも問題は、それが役所のセクシ・ナリズムの上にかかり隠されておるといふことなんです。それは国有地としては台帳に載ってはおるでしようけれども、その点も大所高所に立って、いま庶民の困つておる状況から考えて、土地が狭いというふうな考え方になつておるのですから、それで調べてもらいたいということをお尋ねする。そういうデータがほしい。それは国会として、あるいは政治家として当然対処しなければならぬ問題点でありますので、そういう点をお聞きしておるわけなんです。そういう点があるかと思つておるのです。それが一つ。それから第二は、いま大阪の話が出たので、中馬市長から都市再開発の問題について、城東地区、この辺が工場あと地になつて、そのままグロテスクな様相を呈しているわけなんです。この点について、具体的な申請が出されておるし、建設省に対してこの点の協力を申し出ておるわけなんです。そういう点から考え合はして、大阪市の問題でなければ、どういふようにお考えになつておるか。これは具体的な問題です。それをお聞きしておきたいと思つておる。

○谷垣政府委員 後半のほうはひとつ都市局長のほうから答えてもらいますが、前半のほうの問題は、いま三木先生の御指摘のように、確かに都市の再開発の場合重要な問題だと思つておる。そういう問題に關しまして、従来も問題がございましたが、たとえば空地というふうな概念の中に入りましかつたかどうか、多摩川の河川敷をどういふふうな使用方をしようというふうな議論も起きてくる。そういうふうなところにそれぞれの計画の中に入れておる。いまの検討はいたしたいと思つておる。従来もその場その場のことになつておる。当然に都市の再開発の場合、国有地その他ではたして遊休地があるかどうか、あるいはそれが従来どういふふうな意図でもつて使われておるか。単に

割拠主義だけで遊休地があるのか、これはもう御指摘のとおりでございます。私たちのほうとしましては、その点については十分なる検討をいたさねばならぬと思つておる。○竹内政府委員 第二番目の問題でございますが、具体的な問題でございまして、私あまり承知しておりませんので、お調べしてから御報告申し上げたい、こういうふうな思ひです。

○三木(喜)委員 いま局長のお話がありました。これは調査するということでありまして、この問題については私が自分の質問のときにお聞きしたいと思つておる。そのときまでにひとつお調べいただきたいと思つておる。

○岡本委員 それでは、いまの土地センサスの問題、これは私は、住宅調査と同じように、いまの段階では非常に重要な問題であるし、やつてもらわなければならぬ問題であると思つておる。だから、住宅調査と同じように、同じだけの予算を来年度は計上して、土地センサスをおやりになるかならぬか、それだけひとつはつきりお答え願つて、あなた何か御用だそうですから、それだけはつきりお答えの上、御退室願つたらと思つておる。

○谷垣政府委員 いま御指摘の土地センサスの問題でございますが、これは実は私たちのほうとしましては、予算要求のときにその努力を続けておるわけでございます。私たちのほうとしては、いま御指摘のありましたような努力を続けて、大蔵財政当局等と交渉をいたす所存でございます。

○岡本委員 それでは、自治省、ことに消防庁から来ていただいておりますので、お尋ねをいたしたいと思つておる。いま、先がたも議論いたしておりましたのですが、再開発しなければならぬような町づくりが、どんどん行なわれておる。その中には、いふ不法建築がある。この不法建築を建設省関係だけではどうにも取り縮まれない。最近、たしか西宮市であったと思つておるが、不法建築を取り縮まるのに、ガス、水道、電気を供給しないようにさせる

ことによつて不法建築を防止していききたい、こういうふうな方針を立てておりましたが、出したところが、大阪府が出したのです。ところが、通産省も、さらにまた厚生省も、協力しない。電気やガスは、これはやはり商売ですし、とめるわけにいきません。同時に生活の必需品ですから、もう第一の必需品だから、どうにも、不法建築のところに入つた人にも、とめるわけにいかぬ、こういうことなんです。現実に、そういうこともあつて、もう不法建築はやりほうだ。そこで建設省では住宅建築の統計すらできておらないのです。わからないのです。だから、住宅建設の状況の資料を要求しましたが、ある資料と別の資料とは、もう建設戸数に大きな開きがある。それはもうやみ建築がどんどんあるから、それを想像して何戸何戸といつておるのだから、それは数字に狂いがあるはずなんです。だから、そういうふうな建築上の問題は、これは建築基準法の改正がもうそろそろ大切です。いまはもうとにかく確認を得て建てたら、何ほども入つたらいいのです。昔は許可がなければいれなかつたのです。検査を受けて許可を受けなければ入居できなかった。ところがいまはそうでなくなつておるのです。だからそこに建築基準法の上での大きな問題点があります。しかしながら私は、ある程度自治省の協力によつて、不法建築がどの程度行なわれておるか、現実にどんな建物かどれだけ建てたか、これは消防署が、これはわかると思つておる。それは消防署が、これは火災予防の指導にパトロールしておられます。だから、むしろ、手の少ない建築課よりも、日常火災予防にパトロールしておられるところの消防署のほうが、建築の実態はつかんでおられると思つておる。さらにまた、つかみやすいと思つておる。大体建築の確認をとるには、確認書を出しますと、建築課から消防署に行きます。消防署と建築課と両方の承認がなければその確認は有効にならないですね。だから、この建物は自分のところが確認しておる、この建物はおれのところは確認し



おられないという事は、消防署が指導に歩いて  
いれはすぐわかるはずで、だから、そういう  
ふうな点で、パトロールのほうで建築方面のこと  
についての御協力が願えるか願えないか、二つの  
役所が別々に、片方はただ建築の取り締まりだけ  
にあてもなしに町をパトロールして歩いていると  
いうことでは、なるほどこれは一面人もよけい要  
ります。だから、そういう点については、両者が  
密着したところの連携をとって、現在進んでおる  
ところの建築の実態というものを政府のほうで  
はっきり把握できるようにすべきであると思うの  
であります。消防庁のほうでは、わしのほうは  
火災予防だけやたらいいのだ、そんなことは知  
りませんということなのか、あるいはそういうふ  
うにすべきであると考えていただけるとか、  
お伺いしたい。

○川合政府委員 御指摘の点、私も全くそのと  
おりだと思ひます。お察しのように、建築確認後  
といひますか、建築後におきましても、また法に  
違反するような、建築の様相が変わるといふよう  
なこともございまして、極端な言ひ方をしまし  
ます、非常に千変万化しているような点もございま  
すので、その状況についての把握に苦慮してお  
るわけでございまして、しかし、それは言つていら  
れないような問題でございまして、私も、十  
分たまたまの御指摘のとおり努力いたしまして、  
と申しますのは、建築当局と十分連絡をいたしま  
して、しっかりやっていきたい、かように存じま  
す。

○岡本委員 政務次官も退室されたし、住宅局も  
お見えになりませんので、議論にならぬ、所管が  
違ふといわれるから、また次の機会にお伺いま  
す、いま建築統計というものはきわめてござん  
で、都市周辺部の建築などというものは大体五〇  
％把握できているかどうかという程度じゃなか  
らぬかと思ひます。そうだからこそ、西宮市が悲鳴を  
あげて、こんな不法建築がはびこって、  
とても清掃、消防あるいは環境整備にどうにもな  
らぬところから、ああいう思い切った措置

に出てきたと思ひます。ところが、いまのところ  
政府が一体となつたところの協力体制というも  
のができないために、不法建築でどうにもなら  
ないという状況であります。いま消防庁から非常  
建設的、協力的な御意向を承つて、私は非常に  
うれしくございまして、住宅建設とか都市計画と  
いうようなものについては建設省がやつていきま  
す、しかしながら、その実地の都市計画、実施す  
る方面の指導は自治省関係のことになりますか  
ら、建設省と自治省とが一体になって有効な再開  
発をやつていただくようにお願いしたいと思  
ひます。

○川村委員 閣下して二つほど聞いておきたいと  
思ひます。  
いままでの質問をすつと聞いておりました、  
ちよつと疑問になつたところが一つあるのです。  
つまり、この法律で金を地方公共団体に貸してや  
る、地方公共団体が工場の敷地等を買取る、公  
共施設を整備するために土地を買取る、このと  
きに金を貸すわけです。その金を貸す場合には、当  
面都市計画整備、その内容は道路の拡張  
等もあるかも知れませんが、そういう必要性に迫ら  
れたときに金を借りて買うということに動くので  
すか、あるいは遊んでいる広々たる工場の敷地あ  
とがある、それを買うてくれというから、それを  
買うてやる、そういうような動きをするのです  
か。そこがちよつと私いままでの論議を聞いて  
おつて不明確なんです。

○竹内政府委員 この貸し付けの制度の趣旨は、  
事業が始まる段階になりました、事業資金によつ  
て用地を買うという場合には、現在のやり  
方でありまして、当年度に工事をする分の用地だ  
けではなくて、一年ないし二年先の用地を買うと  
いうことも可能でございまして、都市計画の手  
続で申しますと、事業決定になりましたものにつ  
きましては、それぞれ事業資金で買つていただく  
というのが本筋ではないかと思ひます。この貸し

付け金を貸そうというものにつきましては、将来  
再開発の拠点と申しますか、中核のところにな  
る、あるいは現在都市計画の事業決定まではい  
ない、都市計画決定だけをいたしておりますが、  
将来は必ず公共施設になるといふところを、ほつ  
ておきますと、そこに住宅などが建ちまると、ま  
たそれを買取るという場合に移転補償でござい  
ますとか、営業補償でございましてか、いふもの  
余分にかかるので、あらかじめ早目にこれを確保  
しておこう。工場と地の場合でございまして、  
工場が移転しようとするときに、あらかじめそれ  
を確保いたしておきまして、そしておおむね十年  
という償還期間を定めておるのもおわかりにな  
りますように、かなり長期の間に計画を立てて、  
そこを整備しておこう、こういうことではない  
かと、原則として買取りで買入れてい  
く、こういうような考えでおるわけでありませ  
ぬ。

○川村委員 わかりました。  
そうなる、いま七大都市を考へておられる。  
資金量十五億で今度わざわざ特別会計をつくら  
せようとなさるのですが、一体その十五億で何が  
できるのですか。どれくらいのが買えるので  
すか。しかも都市です。これはちよつとあいた  
口がふさがらぬ気持ちになるのです。それが一つ、  
それからいま十年とおつたのですが、こ  
れは一体いつになったらどうなるかまだほんとう  
にわからぬ、そうなる、十年という年限は短い  
じゃないですか。短いですよ。これはやはりもつ  
と大きく考へて、償還年限を延ばしておく必要が  
ある。でなければ、今日都市財政は非常に逼迫し  
ておる。その都市財政の苦しい中からこれを動か  
して、いこうとなつて、これはたいへんな問題がや  
はり残つてくるということが考へられますね。こ  
れは私の意見です。

そこで、自治省の財政課長にお尋ねしますけれ  
ども、自治省が取り扱つておられる地方債計画の  
中にたしか都市開発関係の地方債のワケがござ  
いましたね。本年度はどれくらい考へておられます

か。  
○佐々木説明員 地方債計画のワケで、都市開発  
事業として予定しておりますのは、土地区画整  
理、市街地改造、それから宅地造成という三つを  
大きな柱にいたしまして、四十一年度百十億のワ  
ケを予定しております。

○川村委員 そこでこれは一つの新しい問題とし  
て考へられるのですが、建設省が都市計画を取り  
上げていただくその責任はわかりませぬ。しかし、  
こういう金をわざわざ特別会計をつくらせて処理な  
さるうとしておられるのですが、先ほど私が申し  
上げたような問題が残るから、むしろこういう  
ような金の貸し方というものは、いま自治省が言  
われたところの地方債の中にその資金量を増加し  
て、そうしてこの目的を達するような地方債の貸  
し付けをする、こういう考へ方があるのではない  
かと私は思ふ。むしろその金の貸し付けのほうは  
自治省にまかせる、こういう考へ方のほうがいい  
のではないかと。実はいま私こういう考へが頭の中  
に浮かんできておるわけだ。

○丹羽(喬)委員長代理退席、委員長着席  
そうして先ほど申し上げましたように、その地方  
債の償還年限を十五年くらいに延ばして運用させ  
る、こういうこともあつていいのじゃないかと思  
ひますが、これは少しおくれたかもしれぬけれど  
も、十分検討してもらふ要があると私は考へてお  
るのです。両省の御意見はいかがでしょう。  
○竹内政府委員 この資金を地方債のワケ内でや  
るか、あるいは、これもある意味では地方債で  
ございまして、こういう特別のワケをつくらせて  
かというところにつきましては、予算折衝の段階あ  
るいは法案を政府案として提出する前の段階で  
いろいろ議論したわけでありませぬ。その結果地方  
債のワケ外でこれを取り上げるということにいたし  
ました理由は、一つは、この法案にございませぬ  
に、金利が非常に低いわけにございませぬ。従来  
の地方債でございまして、政府債であつても六分  
五厘、それ以外の資金につきましてはそれ以上の  
金利であります。この会計の仕組みは、公団等と

同様に特別会計ではございますが、一般会計から出資金に似たような繰り入れ金を入れまして、それに政府資金の金と両方をまぜまして金利を低くして、金利を低くするために別のワケにしたかどうかというのが一つの論点でございます。

もう一つは、都市計画決定の段階で確保しようというところでございますので、通常の地方債で行なわれておりますような、いわゆる事業を行なうための事業債とは違うということが、区別をいたしました第二点でございます。

第三点といたしましては、それは最終的には都市計画施設なり、あるいは都市計画関係の事業になるものでございますので、ある程度都市計画と密接な連携をもってやらなければならぬ。事前にも都市計画的な配慮をもってこの事業をやる。そのためにはある程度計画を出してもらうということが必要でございますので、都市計画と密接な連携をもってやらなければいけないということ、大体大きく申し上げますと、そのような三つの理由から一般の地方債とは区別してこういう制度を考えたわけでありませう。

○川村委員 趣旨の点はよくわかりました。ただ、いまの自治省の所管になっておる地方債のやり方がいかとうことは非常に問題があるわけですね。これはひとつ十分検討をしなければならぬ問題ではないか。私がそう申しましたのは、この次下平委員がその点につきまして詳細にいろいろお聞きすることになっておりますけれども、これは七大都市とおっしゃっておりますが、建設省が都市開発を考える場合に、私は七大都市に限定できない時代がくると思う。これは中都市、小都市に拡大していかなければならぬということも当然だと私は思っているわけですね。そういう点から考えると、いろいろそういうような融資の制度にいたしましては十分検討させる必要がある、やはり当局としては十分検討させる必要がある、このように存じておるわけですね。それらの詳しい問題は、この次に下平委員のほうからいろいろとお聞きをされると存じますので、一、二点関

連してお尋ねをしておきます。

委員長、私この際ひとつお願いをしておきたい。

この法案の取り扱いが終わりますと、交通安全施設整備の法案の審議に入るわけですね。この審議に入りますときに、前もってやはりある程度の資料が入りますと、検討するのに非常に不十分でございますから、ぜひひとつこの際資料をお願いをして、委員会に關係資料を提出していただくように取り計らっていただきたいと思ひます。

私がいまとりあえずお願いをしておきたい資料は、交通安全施設整備の法案の審議に必要だと思はれる私の考えております資料は、交通事故の年別推移の資料、第二は、自動車及び原動機付自転車台数の年別推移、それから最も新しい昭和四十年でいいと思ひますけれども、これはあると思うのですが、死亡事故の分析、と申しますのは、年齢別とかあるいは態様別とか類型別、そういうような死亡事故の分析、それからいま一つの資料は、運転免許数の現在数、これは一種、二種別々に必要と思ひます。それからいま一つは、運転免許試験の実施状況、以上五つの關係資料をぜひひとつ当局に委員長から提出するように求めていただきたい。お願いをいたしておきます。

○田村委員長 いま御要望の資料、おもに警察庁だと思ひますが、さっそく取り寄せますように指示をいたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

建設委員會議録第七号中正誤	誤	正
一 二 三 四 五 六	一 二 三 四 五 六	一 二 三 四 五 六
二 一 三 四 五 六	二 一 三 四 五 六	二 一 三 四 五 六
三 二 四 五 六	三 二 四 五 六	三 二 四 五 六
四 三 五 六	四 三 五 六	四 三 五 六
五 四 六	五 四 六	五 四 六
六 五 六	六 五 六	六 五 六
一 二 三 四 五 六	一 二 三 四 五 六	一 二 三 四 五 六
二 一 三 四 五 六	二 一 三 四 五 六	二 一 三 四 五 六
三 二 四 五 六	三 二 四 五 六	三 二 四 五 六
四 三 五 六	四 三 五 六	四 三 五 六
五 四 六	五 四 六	五 四 六
六 五 六	六 五 六	六 五 六